

岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域自らが防犯目的で設置している地域防犯カメラの維持管理に必要な費用の一部を予算の範囲内において補助するため、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図り、もって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において地域防犯カメラとは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 岡崎市地域防犯カメラ設置事業費補助金の交付を受けて設置したもの。
- (2) 市の事業において設置し、地域で管理しているもの。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、当該年度中に地域防犯カメラの保守点検を実施した学区総代会（以下「申請団体」という。）とする。ただし、1申請団体につき同一年度の申請は1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、地域防犯カメラの維持管理に直接必要な経費で、以下に掲げるものとする。ただし、当該年度中に掛る経費に限る。

- (1) 保守点検費（簡易な修繕に係る経費を含む。）
 - (2) 電気使用料
 - (3) 設置場所に掛る電柱共架料、賃借料、謝礼等（以下「使用料等」という。）
- 2 保守点検において、機器等の故障による防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する経費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費で、次の各号により算出した額の合算額とする。

- (1) 保守点検費に対する補助金の額は、保守点検に掛る経費の実費とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に11,000円を乗じた額とする。
- (2) 電気使用料に対する補助金の額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に定

額3,000円を乗じた額とする。ただし、保守点検により故障が確認され、やむを得ず撤去する防犯カメラが発生した場合は、当該カメラを撤去した当該月までの期間を月割りした額とする。

- (3) 使用料等に対する補助金の額は、当該使用料等の実費（使用料等に電気使用料が含まれる場合は、1台当たり3,000円を差し引いた額とする。）とし、上限額は、補助対象となる地域防犯カメラの台数に1,400円を乗じた額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請団体は、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、保守点検の事業着手前、使用料等の支払前又は当該年度の4月末日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）のいずれか早い期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域承認証明書（様式第3号）
- (3) 保守点検に要する費用に係る見積書の写し
- (4) 地域防犯カメラの設置場所を示した地図
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、交付の決定に際し条件を付することができる。

（事業内容の変更の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請団体において、補助事業の内容に変更が生じた場合は、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金変更承認申請書（様式第5号）に第7条各号に掲げる書類（変更のある書類に限る。）を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の目的を逸脱しない範囲で、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

（事業内容の変更の承認）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、適当と認めたときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた申請団体は、当該年度の末日（閉庁日の場合は、その直前の閉庁日とする。）までに、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 保守点検の請求書及び請求内訳、領収書の写し
- (3) 地域防犯カメラ設置場所に掛る使用料等の経費の領収書の写し
- (4) 保守点検結果又は保守点検を実施したことが分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金確定通知書（様式第9号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 申請団体は、前条の通知書を受けたときは、速やかに岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに申請団体に対して補助金を交付するものとする。

（検査等）

第14条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請団体に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し又は返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件等に違反したとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市地域防犯カメラ維持管理費補助金取消決定通知書（様式第11号）により、当該交付決定者に通知する。
 - 3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。